

公学校高等科家事教科書と国定教科書の比較

—和服・洋服・台湾服に着目して—

滝澤 佳奈枝*

A comparative study of Housework Textbooks for *Kogakko Kotoka* in Taiwan and the National Textbooks in Japan: Focusing on Japanese clothes and Western clothes and Taiwanese traditional clothes

TAKIZAWA Kanae

摘要

本稿比較《公学校高等科家事書》與《高等小學家事教科書》，並以和服・洋服・台灣服進行考察。從內容、有無臺灣獨特教材、插圖等來闡明家事教育。

兩者有著相似的教材內容、插圖。有和服與洋服の紹介，卻獨缺台灣服。透過女學生就讀公学校高等科家事科，以〈生活之改進〉、〈家庭之改良〉來滲透臺灣人家庭，且引導臺灣人〈日本化〉為目標。若聚焦於服裝教材上，則蘊含有從外觀所見之〈日本化〉與改良以往生活習慣的兩層意義。

Keywords : Taiwan under Japanese rule, *Kogakko Kotoka*, Housework Textbooks, clothes teaching materials, Taiwanese traditional clothes

はじめに

日本統治期台湾の公学校に高等科が設けられたのは、1922年2月6日に公布された改正台湾教育令（勅令第20号）によってであった。公学校高等科の修業年限は2年とされ、入学資格は、「修業年限六年ノ公学校ヲ卒業シタル者又ハ台湾総督府ノ定ムル所ニ依リト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者」とされ、「高等科の教科は大體高等小学校に準ずる」ものとされた¹。同年4月1日に発布された台湾公立公学校規則（府令第65号）第三十四条に裁縫及家事の要旨と教育内容が示された。家事については、第四項に「家事ハ衣食住、看護、飼養等ニ付簡易適切ナル事項ヲ授ケ且実習ヲ課スヘシ」とされ、続く第五項で「高等科ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ更ニ育児其ノ他一家ノ經濟ニ関スル事項ノ大要ヲ授クヘシ」と高等科での教育内容が示された。そして、「裁縫及家事ヲ授クルニハ質素節約ヲ旨トシ其ノ材料ハ成ルヘク日常所用ノモノニ取り用具ノ使用法、材料ノ品類、性質、価格等ヲ教示スヘシ」とされた²。1933年に台湾公立公学校規則中改正（府令第142号）が行われ、裁縫及家事の内容に「衣類ノ保存方、洗濯方」が盛り込まれ、家事については「理科トノ連絡ニ注意」することや「実習ニ重キヲ置キ土地ノ状況ニ適切ナラシメンコトヲ務ムベシ」とされた³。高等科における家事科の内容は、衣食住をはじめ看護、飼養、育児、経済など多岐にわたるものであり、第三十四条に示された内容に従い展開される家事科の教育内容は、1941年に国民学校令が公布されるまで行われることになった。

これまで行われてきた日本統治期台湾の教科書研究の多くは、公学校で扱われていた国語読本に関するものが主をなしている⁴。1930年代後半になり、台湾総督府から裁縫並びに家事に関する教科書が発行されたが未だ明らかになっていない部分が多い⁵。台湾人女子教育に関する先行研究において、家事科に関するものは少なく、

キーワード：日本統治期台湾，公学校高等科，家事教科書，衣服教材，台湾服

*平成26年度生 人間発達科学専攻

いずれも家政女学校や家政教育、或いは高等女学校や女子教育全般の文脈の中で論じられることが多い⁶。筆者は、これまで台湾人女子教育の中に早くから取り入れられていた裁縫科の中でも台湾在来の衣服である「台湾服」（以下「」省略）に着目して考察を行ってきた⁷。その結果、公学校や歴史的に台湾人女子教育機関を担っていた高等女学校では和裁と洋裁に加えて台裁（台湾裁縫）が教えられていたことが明らかになった⁸。

本稿に先立ち、台湾総督府著作『公学校家事書』と文部省著作『高等小学家事教科書』の比較を衣服教材に着目しながら行った。その結果、台湾服は挿絵に描かれることはなかったが、公学校第五学年用では児童が用意する衣服教材として台湾服が用いられていたことが明らかになった⁹。この考察結果を踏まえ、本稿では台湾総督府著作の『公学校高等科家事書』第一学年用（1938年発行）及び第二学年用（1938年発行）において和服・洋服・台湾服といった衣服が教材としてどのように扱われていたのかその一端を明らかにしようとするものである¹⁰。当該教科書を検討するにあたり、文部省著作の『高等小学家事教科書』第一学年児童用（1933年発行）、第二学年児童用（1934年発行）との比較対照を行い、近似する記述や台湾独自の記述の有無を確認し、挿絵にも着目し考察を行う¹¹。公学校高等科と高等小学校の教科書を比較することで、同じ学校段階で学ぶ家事科における衣服教材の内容に日台の地域差や民族差といったものがどのような形で表出していたのか考察することができる。また、教科書が発行される以前の家事科の内容についても触れることで、公学校高等科の家事科の内容を通史的に把握することが可能となる。本稿で扱う「教科書」には、各教科書に対応する教師用書（教授書）も含まれることを最初に断っておく¹²。本稿は、日本統治期台湾の高等女学校において行われていた裁縫教育の実態解明を行うための一環として位置づく。そのため、家事教科書の中でも衣服に着目して考察を行うものである。公学校第五学年の内容についても触れているが、あくまでも参考程度に止めておく。

1. 『公学校高等科教授要目』における家事科の内容

公学校で使用される教科書については、台湾総督府著作の物を使用することになっていた（台湾公立公学校規則第48条）¹³。『台湾教育沿革誌』によると、1895年から1934年の間に台湾総督府から発行された家事科に関する教科書は、1916年に『公学校家事教授書』が三冊発行されているが現段階では確認できていない¹⁴。1922年に公布された改正台湾教育令により、公学校に修業年限2年の高等科が設けられたことを受け、1922年3月31日には、台湾総督府から『公学校高等科教授要目』（以下『教授要目』）が発行された。この『教授要目』は、公学校高等科の教科書が編纂されるまでの「準拠すべき標準」とされていたものである¹⁵。公学校高等科の家事科の教科書は、1938年に発行された『公学校高等科家事書』第一学年用及び第二学年用が初めてであり、次いで『公学校高等科家事教授書』第一学年用（1939年）及び第二学年用（1940年）が発行された¹⁶。1922年当時の公学校高等科における裁縫及家事の時間は、週29時間のうち5時間が配当されていた¹⁷。

はじめに、『公学校高等科家事書』の具体的な内容にはいる前に『教授要目』に示された家事科の内容について確認しておきたい。『教授要目』の「裁縫及家事」の「緒言」には、「公学校高等科に於ける裁縫及家事は一教科となり居れども、其の作業並に練習事項に至りては頗る相異なるもの多きにより、便宜上格別に教授要目を編纂した。従つて要目実施に関する注意も亦自ら相違ならざるを得ず」とあり、裁縫と家事に関する教授要目を実施する上での注意事項が別々に記されている¹⁸。家事に関する教授要目上の注意事項については7項目あり、その内容の一部を示せば次の通りである¹⁹。

- 一、家事は其の性質上実務を主とするものにして、従ひ其の理由を知り其の方法を学ぶも、之を実地に行はざれば何ら効なきものなり。思ふに従来家事教授の動もすれば空論に流れ、實際生活に遠ざからんとする傾あるは畢竟実習を等閑視に附したるに因る。されば之が教授の際は特に此の点に意を注ぎ終始実習を主眼とせざるべからず。（後略）
- 二、……実習は、なるべく之を反復練習せしめて良習慣を養ふ共に、其の技に熟達せしめんことを図るべし。又本島人は一般に家事に関する知識に乏しきを以てよく理解的に之を指導し、其の精神と知識とを体得せしめ、家事に関する堅実なる思想の普及を図らざるべからず。
- 三、教材は児童の能力に適し日常生活上に応用し得らるべきものたるべく、苟も虚栄虚飾に亘るものは断じて之を避くべし。

この他に、他教科との関係性や実用的で台湾人の一般家庭で使用されている普通のを教授用具として用いること、地方の状況に従って教材の増減や教授内容の変更が可能であること等も示されている。『教授要目』で示された家事科に関する題目は、第一学年第一学期で「住居」、第二学期で「衣服」と「食物（一）」、第三学期には「食物（二）」が教えられており、第二学年第一学期では「養老」と「一家の経済」、第二学期は「飼養」「看病」「育児（一）」、第三学期には「育児（二）」「一家の管理」「善良な家庭」がそれぞれ教えられることになっていた。これらの題目から、衣服が扱われたのは第一学年第二学期「衣服」のみであったことがうかがえる。公学校高等科に進学した女子児童が最初に学ぶ家事の内容は「住居」についてであり、第一学期の家事に担当されたすべての時間が「住居」に当てられている。第二学期は、「衣服」と「食物（一）」を学ぶことになっていたが詳細な時数の配当については示されていない。「衣服」の内容については、教授事項に「一、材料」「二、選擇」「三、服装及び附属品」「四、保存」とあり、「四、保存」の内容は更に「イ、整理」「ロ、洗濯漂白」「ハ、乾燥洗濯」「ニ、汚点抜」「ホ、色揚」の5つに分かれていた²⁰。これらの教授事項に関する注意事項には、各種織物や服装に関する事柄、衣服の畳み方や収納の仕方、虫干しや洗濯の方法、木綿物の漂白の仕方などが記されている。「三、服装及び附属品」の注意事項として「各種服装の名称及び長所短所を知らしむべし。」とあるが、具体的な服装の種類についての言及はなされていない。ここで、裁縫に関する教授要目一覧表を見てみると、「内地服」として「一ツ身単衣」と「四ツ身単衣」を作成することになっているが、洋服の取扱いについては触れられていない²¹。このことから、家事科でも台湾服と和服が教材として取り扱われていたものと推測される。「ハ、乾燥洗濯」では、「本島服の裕綿入等は洗濯縫直しをなさざるを以て揮発油使用等十分に練習せしむべし。」とあり、具体的には、揮発油を用いた台湾服の洗濯の方法が教えられることになっていた。ここに示された注意事項の内容から、台湾服は種類によっては洗濯や縫い直しをすることができないという2つの特徴を持った衣服であったことがうかがい知れる。また、「ホ、色揚」の教授事項として「一、廃物利用に留意し古着の色揚等を授け絞染の一端を知らしむべし。」と記されていることから、廃物利用のための教授内容であったことが分かる。

『教授要目』に示された家事科の教授内容により、衣服教材として和服と台湾服の取扱いがあったこと、台湾服は種類によっては洗濯や縫い直しができないという特色を持った衣服であったことが確認できた。この内容を踏まえ、次節では具体的に家事教科書における衣服教材についての考察を進めていきたい。

2. 『公学校高等科家事書』と『高等小学家事教科書』の比較

(1) 近似する記述

【表1】は、公学校高等科の家事教科書で衣服が扱われた課のみを取り上げ、実習の際に教師や児童が準備した教具（衣服を含む）と挿絵の関係を示したものである。教師が準備するものには、理科的な知識を要する薬剤（例えばベンゼンやアンモニア等）が示されていることから、家事科と理科との繋がりが見て取れる。全体的な傾向として、公学校段階では台湾服を実習教材として用いていたが、高等科になると台湾服ではなく和服と洋服が用いられていたことが分かる。教科書が発行された当時、公学校高等科では裁縫及家事として週31時間の内4時間が配当されており、実習は教授時数のほかに設けられることになっていた²²。

【表1】からも分かる通り、公学校を卒業した女子児童の進学先の一つであった公学校高等科で最初に学ぶ『公学校高等科家事書』第一学年用第一課の内容は、衣服についてであった（以下、教科書名・学年・課のタイトルを「公高1-1」のように略記）。衣服には、「体温を調節し、身体の健康を保つこと」、「脂肪や汗を吸取り、また外部からの砂塵を防いで皮膚を清潔に保つこと」、「外部からの傷害を防ぐこと」という3つの主な目的があることが冒頭で記されている。第一課の内容は、これから公学校高等科で学ぶ衣服に関する内容の概略を示したものとさえいえる。ここでは、和服と洋服が衣服教材として扱われている。教授書には、衣服には流行があり、その流行は洋服の場合は仕立て方に現れ、和服の場合は柄や色そして織り方に現れるが、自分に似合う型を選んだり、体に合うように仕立て替えることが大切であると記されている。そして、「活動する時の衣服としては、着易くて不便のない洋服仕立てを選び、休養の場合の衣服としては、くつろいだ気分のする和服類を選ぶのがよい。」とされた。教授上の注意としては、衣服の柄や色を選択する際は「図画その他によつて美的観念の養成に努め、なるべく高尚優雅な衣服を求めるようにする。」こととされ、和服の指導にあたっては、「一般家庭で

【表1】公学校高等科家事教授書における実習教材

| 『公学校高等科家事教授書』第一学年用（1940年5月5日発行） | | | | | |
|----------------------------------|----------|-----------------------------------------------------------------------------|-------------------------|--------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 課 | タイトル | 準備するもの | | 挿絵 | 備考 |
| | | 教師 | 児童 | | |
| 1 | 衣服 | 織物布片各種、和服男物及び女物各一揃、帯、帯締 | なし | なし | 和服・洋服の着付けについての記述あり |
| 2 | 衣服の手入（一） | 衣類各種、揮発油、ベンゼン、醋酸、アンモニア、白布、タオル、水、火熨斗、当て紙、包み紙、莫菴、洋服箱（市販の品でなくても適当なものでよい）、ズボン挟み | 和服、洋服 | 洋服筆筒、柳こうり、洋服の覆い、洋服保存器 | |
| 3 | 衣服の手入（二） | アイロン、衣紋掛、網、刷毛、塵払 | 和服または洋服 | ワンピース姿の女兒が掛けてある洋服（ジャケット）の埃塵払いをしている様子 | 第五学年第12課「衣服のしみぬき」の実習 |
| 5 | 麻白服の洗濯 | 麻白服、洗濯石鹼、洗濯ソーダ、晒粉、塩酸、金ペル、糊、衣紋掛、洗濯用具、仕上用具一切 | 麻白服、衣紋掛 | ワンピース姿の女兒がアイロンをかけている様子、洋服アイロン台、もみ洗、刷毛洗 | （児童）麻白服の代わり→木綿白服、国防色の服、本島在来の服など |
| 6 | 和服単衣の全洗 | 木綿単衣、洗濯石鹼、洗濯ソーダ、油粕、布海苔、生麩糊、洗濯用具、仕上莫菴、アイロン、仕上用具、噴霧器 | 木綿単衣、衣紋掛 | なし | |
| 7 | 揮発油洗 | 揮発油、醋酸、アンモニア水、噴霧器、刷毛、洗面器、アイロン用具 | 毛織洋服、タオル、白布 | なし | 和服（縮緬素材など）に対する取扱いの記述あり |
| 8 | 衣類の染替 | 石鹼、炭酸ソーダ、カルキ、染料、助剤、染色用具、下絵用具 | 地質の丈夫な褪せせる衣類、筆、鉢、糸、染色用具 | 紋染の柄（写真） | 無地染、絞染／台湾で行われている衣服の繕い方に関する記述あり |
| 『公学校高等科家事教授書』第二学年用（1940年3月30日発行） | | | | | |
| 課 | タイトル | 準備するもの | | 挿絵 | 備考 |
| | | 教師 | 児童 | | |
| 6 | 衣更 | 衣類整理に必要な用品 | 整理を要する衣類 | なし | 仕立直し（台湾服→洋服、和服→単洋服） |
| 7 | 和服の解洗 | 洗濯用品、仕上器具類 | 解洗を要する和服 | 和服姿の女性（割烹前掛着用）が洗濯や糊付けを行っている様子 | 解洗（浴衣）全員に課す→裁縫の時間に仕立てる |
| 21 | 礼服と晴着 | 礼服着用の絵図 | なし | 和装礼服（男女）、洋装礼服（男性のみ）、和装及び洋装結婚式服（女性のみ）、喪章着装（洋装の男性、和装の女性） | 礼服（和服、洋服）、訪問着、喪服に関する知識を教える |
| （参考）『公学校家事教授書』第五学年用（1937年7月5日発行） | | | | | |
| 課 | タイトル | 準備するもの | | 挿絵 | 備考 |
| | | 教師 | 児童 | | |
| 10 | 服装 | 和服・洋服・本島服類標本又は掛図 | なし | なし | 一般に着用されている衣服について |
| 11 | 衣服の手入 | 各種衣紋竿、洋服刷毛、和洋服一通りの標本、衣服の害虫標本又は掛図、防虫剤の標本 | 本島服上下 | 和服姿の女性（エプロン着用）が和服をたたんでいる様子、洋服（男性用ジャケット、ズボン、ベスト）、衣服の害虫 | 衣服の再利用に関する記述あり（染替、型を変える、小物に作り直す） |
| 13 | 寝具の手入 | 蒲団用綿各種、蚊帳地見本、枕各種、寝衣一二種、寝台掛図 | なし | なし | 寝衣として和服とパジャマが取り上げられている |

出典：台湾総督府『公学校家事教授書』第五学年用（1937年）、同『公学校高等科家事教授書』第一学年用（1940年）、同『公学校高等科家事教授書』第二学年用（1940年）より作成

注1：挿絵については、台湾総督府『公学校家事書』第五学年用（1937年）、同『公学校高等科家事書』第一学年用（1938年）、同『公学校高等科家事書』第二学年用（1940年、第二版）を参照

注2：台湾総督府『公学校家事教授書』第六学年用は未確認

は望めないから、この際指導に相当の時間を費やしてもよい。」「和服・洋服ともに^マ氣^マ附方法を指導し、体裁の良い^マ氣^マ附をしなれば、せつかくの衣服も品位を下げることを会得させる。」ことなどが示された²³。「衣服」(公高1-1)に近い記述が認められたのは、「服装の概略」(高小3-42)である。

「和服単衣の全洗」(公高1-6)と近似する記述は、「単衣の全洗」(高小1-7)に認められた²⁴。本文を比較すると、「和服単衣の全洗」には洗濯液の作り方が詳細に記されており、色物の衣服についての言及が見られる。「和服の解洗」(公高2-7)に近い記述は、「木綿物の解洗」(高小1-8)に認められ、両課とも和服の全洗について記されている。「和服の解洗」の冒頭には、「長く着てある衣服は、折り目がすり切れたり、或部分が目立つて褪色したりして、仕立直しがきかなくなるから、度々解いて洗ひ張をし、縫個所をかへていくことが、衣服の保存上必要である。」と記されており、和服が仕立て直し可能な衣服であることが示されている。先述した通り、台湾服が種類によっては縫い直しや洗濯ができない衣服であったことを考えると、和服は縫い直しが可能であるという点と洗濯が可能であるという点において対照的な衣服として位置づけられているといえよう。衣服の手入(一)」(公高1-2)では、汗や衿垢などの手入の仕方や衣服の畳み方などが教えられることになっている。教授上の注意として、「和服の畳み方、着用後の始末などについての練習は望めないから、学校での練習でよく会得させるがよい。」「和服の整理法を一般に知らせるために、この課では主として和服の取扱に重きをおくがよい。」とされており、和服と洋服のうちでも和服の取扱いが重視されていたことがうかがえる。続く「衣服の手入(二)」(公高1-3)では、衣服の保存に関する事項が扱われているが、ここでも和服と洋服の畳み方についての指導を行うように記されている。衣服を保存するにあたり、衣服に風を通すこと、そして、アイロンをかけて常に衣服を乾燥させておくことが記されている。アイロンには、湿気を蒸発させる効果だけではなく、細菌除去、衣服についた虫の卵の焼殺といった効果がある上、形を整えて保存することができることが教えられていた。特に、長期保存する衣服についてはアイロンかけが大切であるとされた。同時に虫干しの有効性についても記されている。虫干しや衣服を風にあてる等の内容は「衣服の手入保存」(高小2-14)にも見られる。「衣服の手入」を扱った第二課及び第三課では、児童が実習のために用意する衣服は和服と洋服であった。

「衣服の染替」(公高1-8)では、児童が用意する衣服として「地質の丈夫な褪色せる衣服」とのみ記されており、具体的な衣服の種類は示されていない。「本島では衣服の繕いに色・柄などの全く異なる布を用ひるものが多い。これらなるべく体裁よく繕ふために染色仕立替を練習させるがよい。」と教授上の注意にはあり、染替により衣服の再生が試みられていた。染替については、「無地染」(高小3-22)並びに「模様染」(高小3-23)があり、「古い物の更正に利用せしめる」(高小3-23)と記されていることから、公学校高等科でも高等小学校でも同様の内容が教えられていたことがうかがえる。染替は、『教授要目』でも「色揚」としても扱われており、公学校に高等科が設けられた当初から教えられていた内容であったことが分かる²⁵。課のタイトルとしては掲げられていないが、衣服を染替えて仕立て直したり他の物に作り変えるといった事柄は、公学校第五学年(公5-11)で既に取り入れられており、家事科では物資節約のために、衣服の更生や再利用といったことが早い時期から女子児童に教えられていたことが明らかとなった。

(2) 台湾独自の記述

(1)で考察した近似する記述を比較する上で注意しなければならない点は、公学校と公学校高等科そして高等小学校で扱われる衣服の種類が異なっているという事である²⁶。例えば、同じタイトルの課である「服装」(公5-10)と「服装」(高小2-15)の記述の仕方をみてみよう。「服装」(公5-10)の冒頭では、「一ばんに着用されている衣服には、和服・洋服・本島服があります。これらの衣服はまた用い方によつて平常服・訪問服・礼服にわけることが出来ます。」と記されている。「服装」(高小2-15)では、「今日の衣服には和服があり洋服があり、又用途から見れば平常服・訪問服・礼服に分ける事が出来る。」と記されている。公学校第五学年では、「一ばんに着用されている衣服」として和服と洋服に加えて台湾服が含まれているが、高等小学校で記された「今日の衣服」の中には台湾服は含まれていない。この記述だけを比較すれば、各教科書の発行が台湾総督府か文部省かという違いによるか、台湾で学ぶ台湾人児童と日本で学ぶ日本人児童のどちらを対象として編まれたかの違いによるものであると考えられる。しかし、公学校の教科書の本文や実習教材として用いられた台湾服は、公学校高等科の教科書や教授書では見られなくなり、和服と洋服が主流になる。このことは、単に教科書編纂の主体の

違い、台湾と日本という地域差や民族差の違いによるものだけではなく、学校種や学校段階に加えて、公学校高等科に進学していた台湾人女子児童の家庭の社会的階層も関係していると考えられる。1930年代、公学校や尋常小学校に通うことができた台湾人女子児童は、1938年になり初めて3割を超え、公学校卒業後に公学校高等科に進学した女子児童の割合は、1割前後の推移となっている²⁷。これらのことから、台湾人女子児童の誰もが公学校に通う事ができたとは言い難く、更に上の公学校高等科へ進学することができたのは、限られた一部の女子児童であったといえよう。

【表1】からも分かるように、「麻白服の洗濯」（公高1-5）では児童は実習用に麻白服を用意することになっている。しかし、教授上の注意として「実際に於いては児童が各自麻白服を持参することは望めないから、木綿白服、国防色の服、本島在来の服などによつて洋服の洗濯仕上の練習をなし、手早く仕上げるやうに訓練するのが望ましい。」ことが記されている。公学校高等科の教科書では台湾服は教材として扱われていないが、児童の実際の衣生活において準備しやすい衣服に変更することが可能であり、台湾服が洋服の代わりとして扱われていたことがうかがえる。

「更衣」（公高2-6）は、公学校高等科のみに見られた課のタイトルである。ここでは、日本と台湾における更衣が取り上げられており、教授書では日本では役所や学校では決まった日に更衣が行われることが記されている。そして、家族全員の更衣を行うことは「主婦として容易ならぬ努力ではあるが、子女の幼い頃から十年・二十年と続けて行けば、これによつて子女に対して一つの節度ある習慣を養成する」助けになるとされた。それに対して台湾では、北部と南部で暑さが異なっており、乾季と雨季があるために「全島一律に更衣の日を定めることは困難」であることから「節度ある更衣は自然に怠り勝ちとなる。」と説明されている。そのため、役所や学校などで更衣を行う日を目安に家庭でも衣更えをすることが教授要項には記されている。更衣を行うにあたり、衣服を仕立替えることの必要性も説かれている。仕立て替えることにより、衣服の整理や保存そして資源を大切にすることが可能であるとされた。実習に際しては、「台湾服を洋服型に仕立直すとか、衣服のたたみ方・納め方・洗濯などの練習」などの中から適当なものを選んで教えることとされ、児童は「整理を要する衣類」を準備することになっていた。教授要項では、大人の洋服を子ども用に仕立てたり、布を足して趣向を変えたり、和服を単服に作り直すといったことが例として挙げられている。

以上の記述から、衣服の手入れ、特に和服の手入れや保存の仕方などについては学校の家事科を通して教えられることになっていたことが見て取れる。手入れや保存の仕方に関する知識は家事科の授業で教えられており、知識として教えるだけでなく、実習を通して知識の定着が図られていたと言えよう。『公学校高等科家事教授書』第二学年用に記された「緒言」には次の様に記されている²⁸。

- 一、家事科は児童の家庭生活と最も密接なる関係ある教科なれば、其の教授に当りては特に注意して実際に適合せしむるやう工夫するところあるべし。
- 一、家事科の教授は児童を通じて其の家庭生活を改善せしむるやう指導すること必要なれども、之には土地の事情、児童の家庭の実情を査察し、過不なからんことを力むべし。

同様の記述は、先に触れた『教授要目』や1936年に発行された『改訂公学校各科教授法全』にも見られ、家事科を通して「生活の改善」と「家庭の改良」が目指されていたことがうかがえる²⁹。そのためには、台湾人児童が置かれている家庭生活を児童自身だけではなく教える側の教師も直視し、そこから教材選択を行う必要があることが教科書が発行される以前から説かれ実践されていた³⁰。国定教科書においても実習が重視されていたが、【表1】で示したように教師や児童が準備する実習教材について明記されているのは、公学校及び公学校高等科家事教授書に見られる特色であった。

3. 挿絵に描かれた衣服教材

先述の通り、公学校の教科書では第五学年の内容には台湾服が教材として扱われていたが、公学校高等科になると台湾服は教材として扱われなくなり、和服や洋服が主流になる。挿絵についても同様の傾向がうかがえ、【表1】からもその一端が見て取れる。1937年に発行された公学校の家事教科書の内容には、台湾服に関する記述があるにも関わらず挿絵で台湾服が描かれることはなく、描かれたのは和服であった。この点は、公学校高等科の家事教科

書とも共通する。和服姿や和服の上に割烹前掛を着用している女性の挿絵も公学校用教科書、公学校高等科用教科書、そして高等小学校用教科書のいずれにも共通して見られる。高等小学校用教科書に比べ、公学校高等科用教科書では洋服が多く描かれており、男性物のスーツ一式やジャケット、ワンピースや制服を着用した女兒に見られた。

台湾社会では、1936年に後期武官総督として第17代台湾総督になった小林躋造が台湾統治政策の一つとして皇民化政策を打ち出した³¹。同年、枋橋公学校の様に児童の台湾服着用を禁止する学校も現れる³²。1937年1月15日に発布された公学校規則中改正（府令第二号）により、随意科目であった漢文が廃止され、4月には、『台湾日日新報』の漢文欄も廃止されることになった³³。このような流れの中で発行された家事教科書には、先述の通り台湾服の挿絵が見られなくなる³⁴。拙稿（2017）においても挿絵に関する考察を行っており、その際に1939年に『部報』第50号に掲載された台湾総督文教局編修課による「本島教科書編纂に就て」を取り上げたが、再度ここでも取り上げたい。ここには、公学校で扱われる教科書は、いずれも1922年に公布された改正台湾教育令第四条に示された公学校の教育目的及び台湾公立公学校規則（府令第65号）第二十四条（修身）から三十四条（裁縫及家事）に示された各教科の要旨並びに教材選択排列に合致したものが編纂されていたことが記されている³⁵。そして、実際の編纂方針として全六項目が示されており、挿絵については「（前略）風俗習慣の如きはなるべく速かに皇民化させなければならぬものであるから、理解や興味といふ点にのみ拘泥すべきではない。これらは記事に於ても、挿絵に於ても出来る限り内地風を採用することが大切である。」と説明されている³⁶。これらの挿絵に関する記述に記されている「内地風」を家事科で扱われた衣服教材に照らし合わせてみると、和服か洋服か台湾服かという種類別に見ると台湾服は「内地風」には含まれない。植野弘子は、『日本化』の内実は、日本独自の生活習慣や感覚に基づく『和風』の思考や慣習の導入による『日本化』ではなく、近代的知識が組み込まれたものであったことは留意しなければならないと指摘している³⁷。植野の論に従えば、「日本化」には、衣服を身に纏う外見上からの「日本化」と従来台湾の家庭生活で行われてきた生活習慣、例えば衣服の手入れや洗濯、保存の仕方等を「日本化」に改めるといふ二通りの意味があったと考えられる。

おわりに

『公学校高等科家事書』及び『高等小学家事教科書』の記述の仕方、挿絵などから和服・洋服・台湾服といった衣服教材に関する考察を進めてきた。記述については、国定教科書と近似する内容が認められた。通史的に見ると、色揚げ乾燥洗濯のように『教授要目』に示された内容が染替や揮発油洗として教科書にも引き継がれていた。衣服を扱う課の学年配当については、『教授要目』では第一学年第二学期のみであったが、公学校高等科の教科書では、第一学年第一課から扱われており、それは第二学年でも認められる。『教授要目』と教科書とでは、衣服を扱う課の学年配当が異なっており、教科書の第二学年で扱われた内容は、第一学年の内容を更に発展させたものや『教授要目』では扱われていないものであったことが分かる。衣服教材に着目すると、和服は当初から教材として扱われていたが、公学校高等科では台湾服が扱われなくなっている。教材としての台湾服は、洋服の代わりの実習教材であったり、洋服への仕立て直しに用いられる程度であった。家事科の衣服教材に関する内容は、和服や洋服の手入れや保存の仕方、衣服の更生や物資節約等に関する合理的な知識の定着を実習を通して図り、将来主婦となる女子児童を通して家庭の中からの「生活の改善」と「家庭の改良」そして「日本化」が目指されていたといえよう。衣服教材における「日本化」には、衣服を身に纏う外見上からの「日本化」と従来の生活習慣を改める「日本化」の二種類の意味があったと考えられる。

台湾では、統治初期から国語（日本語）の重要性が説かれ、徹底した国語教育により台湾人の言語生活は国語に改められた。台湾人の衣生活に目を向けると、若い男性や女性の間で洋装化が進んでいたとはいえ、台湾服は台湾人の衣生活の中に残り続け、和服や洋服に完全に取って代わられることはなかった³⁸。教科書で扱われた教材としての衣服と実際の台湾人の衣生活とは完全に一致するものではなかったと考えられる。裁縫科で扱われた衣服については、本稿を踏まえ別稿に譲る。

【註】

- 1 台湾教育会編『台湾教育沿革誌』台湾教育会、1939年（復刻 台北：南天書局、1995年）110-113頁
- 2 同前『台湾教育沿革誌』、356-371頁
- 3 台湾総督府『府報』第1978号、1933年12月12日；同前『台湾教育沿革誌』386-387頁
- 4 呉文星・周婉窈・許佩賢・蔡錦堂・中田敏夫・富田哲編著『国語読本 解説・総目録・索引』南天書局、2003年；蔡錦堂「戦時期台湾の公学校国語教科書と日本の国定教科書との比較」『植民地教育史年報』第11号、2009年、15-25頁；陳虹彪には「日本統治下台湾人国語教科書と国定教科書の比較研究（その3）—第三期国語読本を中心に—」（『平安女学院大学研究年報』第14号、2013年、52-50頁）をはじめとする一連の研究があげられる。公学校国語教科書に関する先行研究は多数あるが、紙幅の関係で割愛する。
- 5 1936年に『公学校裁縫手芸教授書』第四学年用から第六学年用が台湾総督府から発行されている。1939年には『公学校高等科裁縫手芸教授書』第二学年が発行されている。第一学年用は未確認。
- 6 榎本美由紀『日本統治期台湾の家政教育』広島大学大学院文学研究科修士論文、2001年；洪郁如「帝国日本の『家政学』と台湾の植民地的近代」『接続』ひつじ書房、2007年、146-151頁；宇治郷毅『石坂莊作の教育事業 日本統治期台湾における地方私学教育の精華』晃洋書房、2013年；山本禮子『植民地台湾の高等女学校研究』多賀出版、1999年；洪郁如『近代台湾女性史』勁草書房、2001年；游鑑明『日據時期台湾の女子教育』国立台湾師範大学歴史研究所専刊（20）1988年 等
- 7 日本統治期において、台湾は「本島」、台湾人は「本島人」、彼らが着用していた台湾在来の衣服は「本島服」と称されていた。文献や資料によっては台湾服とも称される。本稿では、台湾服で統一した。但し、引用箇所については原文に倣った。
- 8 滝澤佳奈枝「植民地台湾の公学校における裁縫教育—木下竹次の裁縫学習法を手がかりとして—」『日本植民地・占領地教科書と「新教育」に関する総合的研究～学校教育と社会教育から～』、研究代表者 北海道大学大学院教育学研究院 西尾達雄、平成22年度～平成24年度科学研究費補助金基盤研究（B）課題番号22330307、2013年、167-181頁 等
- 9 滝澤佳奈枝「日本統治期台湾の公学校における家事教科書と国定教科書の比較—衣服教材に着目して—」『人間文化創成科学論叢』第19号、お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科、2017年、195-205頁；『高等小学家事教科書』児童用及び教師用については、佐々木亨監修『文部省著作家庭科教科書』第7巻・第8巻・第9巻（大空社、1992年）に収録されているものを使用。『公学校家事書』第五学年用、第六学年用並びに『公学校家事教授書』第五学年用（第六学年用は未確認）は、玉川大学教育博物館所蔵のものを使用。
- 10 本稿では、1940年に発行された第二版を使用。
- 11 日本では、『高等小学理科家事教科書』第一学年児童用（1914年）、第二学年児童用（1915年）、第三学年児童用（1917年）が発行され、『高等小学家事教科書』第一学年児童用（1933年）が発行されるまで使用されていた。続いて、同第二学年児童用（1934年）、同第三学年児童用（1936年）が発行された。日本で発行された家事教科書は、いずれも高等小学校用のものであった（横山悦生「文部省著作家庭科教科書について」佐々木亨監修『文部省著作家庭科教科書 別巻』大空社、1993年、27-36頁）。
- 12 『公学校高等科家事書』並びに『公学校高等科家事教授書』第二学年用は、玉川大学教育博物館所蔵のものを使用。『公学校高等科家事教授書』第一学年用は、国立台湾図書館所蔵のものを使用。
- 13 前掲『台湾教育沿革誌』、371頁
- 14 同前『台湾教育沿革誌』、392-408頁
- 15 台湾総督府『公学校高等科教授要目』1922年
- 16 1937年になり『公学校家事書』第五学年用及び第六学年用、『公学校家事教授書』第五学年用（第六学年用については未確認）が発行された。
- 17 裁縫及家事は女子のみに課せられており、男子には実科が週5時間課せられていた。教授時数のほかに、両科については「学校長ニ於テ毎週三時内実習ヲ課スルコトヲ得」とされた（前掲『台湾教育沿革誌』384-385頁；台湾総督府『府報』号外、1922年4月1日）。図画（週1時間）と漢文（週2時間）は随意科目とされたため、教授時数が32時間になることもある。
- 18 「緒言」[裁縫及家事] 前掲『公学校高等科教授要目』、1頁
- 19 前掲『公学校高等科教授要目』、5頁
- 20 同前『公学校高等科教授要目』、13-14頁；「二、選擇」の注意事項には「各種織物の名称得失及び価格をも知らしむべし。」とある。
- 21 同前『公学校高等科教授要目』、6-11頁
- 22 実習の時間についての詳細は記されていない（台湾総督府『府報』第1978号、1933年12月12日）。
- 23 第一課「衣服」前掲『公学校高等科家事教授書』第一学年用、7-8頁
- 24 「和服単衣の全洗」（公高1-6）の教授上の注意には、「和服の着用は本島人間にほぼ普及されるに至つたが、洗濯仕上法はまだ十分知られてゐないため、折り目の正しい端正な着物を着用するといふ点に欠けることが多い。和服単衣の全洗に相応の時間を費しても、この仕上技術に習熟させたいものである。」とある。
- 25 『教授要目』は「教科書が編纂されるまでの『準拠すべき標準』」とされていたため、本稿で取り上げた教科書が発行された時には、この『教授要目』は使用されていなかったものと推測される。教科書が使用されていた時期の教授要目は現段階では確認できていない。

- 26 前掲 滝澤佳奈枝、2016年、195-205頁
- 27 公学校卒業者数は、男女ともに年々増加傾向にある。進学率は、前年度の公学校卒業者数を分母として算出した。台湾総督府文教局『昭和十一年度台湾総督府学事第三十五年報』1938年；同『昭和十二年度台湾総督府学事第三十六年報』1940年；前掲游鑑明、1998年、286頁；前掲滝澤佳奈枝、2017年、203頁
- 28 「緒言」同前『公学校高等科家事教授書』第二学年用、1-2頁
- 29 山住栄一・藤本元二郎『改訂公学校各科教授法全』新高堂書店、1936年、485-486頁
- 30 台北市教育社会課『研究彙報』第五輯、新高堂書店、1928年、335-365頁；竹下ミサヲ「人生的態度啓培の家事科」『台湾教育』373号、1933年、118-121頁；新竹女子公学校「我校裁縫家事科指導の実際」『台湾教育』381号、1934年、64-72頁；「全島高等女学校家事研究会」『台湾教育』第396号、1935年、90-97頁；裁縫科の教材選択については、前掲滝澤佳奈枝（2013年、167-181頁）参照。
- 31 黄昭堂『台湾総督府』鴻儒堂出版、2003年、160-169頁
- 32 『枋橋公学校・板橋公学校沿革史』（奥付がないため発行年等不詳）
- 33 前掲『台湾教育沿革誌』、388-389頁
- 34 加藤春城「公学校用国語読本巻一、巻二編纂要旨（上）」『台湾教育』第419号、1937年、12頁
- 35 文教局編修課「本島の教科書編纂に就て」『部報』第50号、台湾総督府臨時情報部、1939年、2-8頁
- 36 同前「本島の教科書編纂に就て」、6頁
- 37 植野弘子「植民地台湾の生活世界の『日本化』とその後—旧南洋群島を視野にいれて—」三尾裕子 遠藤央 植野弘子編『帝国日本の記憶』慶応大学出版会、2016年、145頁
- 38 立石鐵臣「本島人女性の服装 夏の街頭に見る」『民俗台湾』第1巻3号、1941年、29-30頁；編集部「皇民奉公会主催『生活科学展』に拾ふ」『民俗台湾』第2巻第12号、1942年、36-37頁 等